四、本件二号炉は、チエルノブイリ四号炉と異なり、「自己制御性がある」というが、チエルノブイリ事故のボイド発生と逆に、何らかの原因でボイドがつぶれるような事態が急に発生すると、核反応は正となり、反応が進むのではないのか。

五、諸外国で実績があるので出力調整運転は問題がない、というが、被告らは「外国で実証されたことは日本にも妥当する」という論理に同意するか。

六、チエルノブイリの原発事故は出力調整（具体的には出力上昇）に失敗した実験であったことに同意するか。

七、現在の安全基準では、本件二号炉で実施されたような出力調整実験は許可されていない、と考えるのが妥当ではないか。判断を示せ。

八、出力調整運転を始めれば、少くとも従来よりは事故の発生確率がふえると思われるが、どうか。

九、出力調整実験に対して、わずかの期間に百万人を超す反対署名が集まっているが、これを今後の原子力安全行政に生かす考えはあるか。

十、諸外国で出力調整を実施しているというが、一番多く実施しているフランスでは、出力調整の方法が本件二号炉と異なっているのではないか。資料を示して解答せよ。

十一、同右のフランスにおいては、出力調整の実施については、許認可を必要としているといわれているが、どうか。

十二、被告が本訴訟で証拠資料として提出した本件申請書添付書類八(3)出力分布調整用制御棒クラスタによる制御ーの文中の最後の三行の文章は、昭和五二年一月一部補正済みの申請書の同所の文章と異っているのはなぜか。同時に被告が提出した補正添付書類の中にも、同所が補正されたことを示すものがないのはなぜか。なぜ「出力分布調整用制御棒クラスタは、落下させた場合、正の反応度が添加されることもあるので」という文章が、被告提出の申請書にはないのか。心して、原告及び当法廷に対して明確に釈明せよ（乙二号証。8－7－14。甲21号証の22を比較照合。「　」中の傍点は原告記入）。

（1頁から続く）　原発の賛否を越えた周辺住民の不安と怒りを背景に、法廷内でも、原告住民らの激しい追及が行われ、国側は、恥の上塗りを重ねることであろう。

会計報告（'88. 7/1～7/31）

収入	
会　費	35,000
ニュース購読料	102,000
カンパ	5,000
「上告理由補充書」代金	34,000
リース料返金	7,150
計	183,150
支出	
ニュース印刷費	25,000
「理由補充書」印刷費	360,000
郵送料	17,040
振替手数料	690
資料費	9,440
事務用品費	280
コピー料金	25,208
計	437,658
差引	－254,508
積立金合計	1,119,906

伊方訴訟ニュース

第180号

1988年8月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル 藤田法律事務所☎ 06－363－2112口座大阪3－48780

ヘリ墜落事故

安心できぬ「2千万年に1回」 愛媛県知事が四電・国を批判

7月14日伊方町の町民会館で、西宇和郡内の各町から選ばれた町民15人と知事らが話し合う地域県政懇談会が開かれた。その席上で、6月25日の米軍ヘリ墜落事故について、町民代表から要望や質問が出たが、それに答えて伊賀知事は次のような見解を示したという。

「国は航空機の墜落について安全審査していない。墜落事故は2千万年に1回だから、と云われても安心できない。四電には、もし落ちても大丈夫だという説明がほしいと云ってある」と。

伊賀知事は、今回の事故直後にも、四電とそれを後押ししている原子力行政が頬かむりでやりすごそうとしたのに抗して、原発上空の飛行禁止などを、米軍と関係官庁に申し入れていたが、県民の安全を軽視し続ける四電と国に、業を煮やしたのであろう。

事故直後には、「ヘリぐらい落ちても原子炉は大丈夫」などと口走っていた四電や原子力行政も、時がたつにつれて後退の姿勢を示している。各種の報道関係者が「大丈夫」の根拠を問いつめても、明確なことは何一つしゃべらなくなったという。一方、「AERA」誌7月12号では、四電のある幹部は、「名前を伏せて」を条件に、次のように"自白"している。

「住民の不安はよくわかりますよ。墜落の確率は確率として、とにかく住民に安心してもらうために、飛行機やヘリに対する原発の強さを計算したり、確認したりということは、将来的にはあり得ると思う」と。

なぜ、名前を伏せたり、「将来的に」と云ったりしなければならないのか。云うまでもなく、「航空機の墜落などのミサイル事故は確率が極めて低く、安全審査対象外の『想定不適当事故』である」との主張を貫くための言論統制のせいである。

国の原子力行政担当者の多くは、これまで2号炉訴訟の被告席に座った経験者である。彼らは、原告住民側からのたび重なる問いかけに対し、「原発上空は飛行機が飛ばないから安全審査の必要なし」と突き放してきたことを思い出し、松山地裁の動向を案じているのであろう。四電に好意的であった県知事さえ納得させられないのに、どうしたら裁判官たちを丸め込めるであろうか、と。せいぜい三百代言を考えればいい。（6頁右に続く）

原告準備書面

ーチェルノブィリ前夜の出力調整実験ー

（１９８８年２月２６日提出）
（その４，最終回）

(四) 出力調整実験は原子力基本法、原子炉規制法に違反する。

ー安全審査で認めているとは真赤なウソー

以上、(一)〜(三)の各項で明らかにした通り、出力調整実験は、たとえ、今回、運よく大事故を免がれても、いつ、国民と世界の人々に大災害をもたらすかもしれないものであることがわかる。従って、先に示した通り、安全の確保、成果の公開を定めた原子力基本法に大きく違反していることは明白である。しかし、同実験には、この上にも、更に多くの疑問、そして違法性をはらんでいたのである。以下その点を明らかにする。

① 隠されていた第一回実験の重要データー

四電は、ひた隠しにしていた第一回の実験が明るみになった後も、実験結果を公表しなかった。しかし、高まる実験中止要求の圧力に押され、遂に、一月二十日に、実験データーなるものを、報導関係者、県、伊方町、同町議会、同環境委員会に提示し、説明を行った。勿論、説明の結論は「試験は計画どおり安全に行われ、試験の結果、原子炉はあらかじめコンピューターで解析されたとおり安全に制御されることが確認できました」（甲２１号証１３）というものだった。ところがである、この公表されたデーターには、肝心の「事前解析値」が含まれていなかったのである。事前の解析値とデーターとを比較せずに「事前の予定通りできました」と言われても、誰にもその事実は確認できないのである。

が、そのデーターが出てきたのである。この事前解析値データーを入手して、実験値と五〇％近い大きなくい違いがあったと指摘した（甲２１号証の１４）九州大学の平井孝治助手は、このデーターを四電内部の関係者から入手したことも明らかにしており、四電内部にも、この実験に反対したり、不安を持っている技術者がいることがわかるのである。

平井助手の指摘によれば、四電が公表したデーターのうち、制御棒の位置を示すグラフと、同助手が入手した事前解析値グラフとを比べると、最大で約二五ステップ、即ち、元々制御棒を下ろす範囲のズレでみると、五〇％近い開きがあった。更に、解析値グラフには、自動制御では当然みられる過渡的現象の推移が示されているが、公表された実験値グラフには、このような過渡的現象がほとんどみられず、極めて直線的に、なめらかな推移をみせている。このような、ほとんど凸凹のない推移現象は、物理的な見地からは信じがたい現象だ。また、炉内の軸方向中性子束偏差についても、解析値と実際値にずれがみられる上に、こちらも実際値データといわれる方は、なめらかに推移しすぎだ、と、四電公表の実際値データに疑問があると指摘。そして、もし、この実際値データーが事実であれば、先に示した通り、事前の予測と大きく違った結果になったことになり、四電が発表したような「事前の解析通りにできた」とは、到底いえないものだーと、四電の公表結果に強い疑問を投げかけたのである（甲２１号証の１５）。

② 出力調整実験は、緊急停止（スクラム）条件を緩和しなければ実行できなかったー投げ捨てられた審査手引きと運用値ー

そして更に、平井助手は、二月七日、八幡浜市においての講演と記者会見において、昭和五三年二月に原子炉安全専門審査会が作成したＰＷＲ炉の審査手引（甲２１号証の１６）を示した上で、四電は一分間に五％の出力負荷変化させても何の問題もないとしているが（甲２１号証の五の二。四電側）全く事実と異なる。審査手引きでは、「一分間の±五％のランプ状負荷変化としており、このランプ状とは、ライオンが怒って急に後足で立ち上る状態、つまり、あくまで瞬間的な急変状態をいうものだ（甲２１号証の２１）。決して、このような急変状況が数分間も継続することを認めたり、審査しているものではない」と指摘。この具体的な証拠として、通産省が昭和五二年度に出した調査報告書写を示している（甲２１号証の１７）。この報告書中の、「一、運転機能面からみた原子力発電の現状と今後の必要な運転」の(1)負荷変化追従運転の項において「プラントの制御設備の性能上の仕様としては、ＰＷＲプラントでは定格出力の一五％以上の範囲で±五％／分のランプ状負荷変化およびプラス一〇％、マイナス五〇％のステップ状負荷変化に対応できー（略）ー負荷変化に応じることができるようになっている。しかしながら、現在運転中のプラントでは、いずれも基底負荷運転を原則としており、かつ燃料の健全性維持の観点より出力上昇率をおさえ、〇．３％／時〜三％／時程度を運用値としているのが現状である。」と明記された書類を明らかにした。そして、同助手は「この問題については、四電関係者からも『もし、この一分間で±五％の負荷変化が発生して、これがすぐに元に戻らず、この状況で数分程度続けば、原子炉にスクラムがかかるようにスクラム条件が設定されている』と指摘があった。従って、運用値、即ちいわゆる運転規則や四電関係者の指摘を重ね合わせると、四電は、前回の実験を実施するためには、通常運転時の際には守っているスクラム条件を、実験の際には、意識的に緩和しなければ実行できなかったことになる。従って、次回二月の実験でも、同じように、スクラム作動条件の緩和、即ち、安全確保のための条件が緩められた、極めて危険な状態で実験が実行されることになるだろう」と、極めて重大な事実を明らかにしたのである。

四電の主張する「緊急時の安全装置を止めることなく運転規則に従って実施」（甲２１号証の１８、問３、問４の項）なるものは全くのデタラメであり、装置を止めていなくとも、スクラム条件を緩和していれば、まさに秒単位で制御不能となる万一の場合には、致命的なことになりうることは明らかである。また、運用値に定められている一時間で〇．三％〜三％に限定されている上昇率に照らしてみても、出力五〇％上昇させるのに要する時間は、最も短くみつもった場合ですら、約一七時間必要である。従って、この運用値に照らせば、元々、日間負荷追従そのものが不可能なのである。

それ故に、あえて、日間負荷追従を強行しようとする時は、これまでの運転規則も、緊急停止条件も、総べて投げ捨て、何の根拠もなく書きかえて押し進まねばならなくなるのである。

これが、出力調整実験と出力調整運転の持

つ、危険と恐怖なのである。なお、念のため、右補強証拠として、本件二号炉の審査報告書中の１２、核熱設計及び動特性の項の「原子炉制御設備を含む原子炉系の応答は－」から「－起こさないようにする」までの審査文章を確認しておきたい（乙第四号証、Ｐ２０）。これを見ても、五〇％の負荷減少という事項はあっても「一〇分間で五〇％変化させてもよい。安全審査でも認められています」（甲２１号証の１８、問１）などという審査事項はどこにもないことは一目瞭然である。

③　三つの原子炉規制法違反

今回の本件二号炉を使用しての出力調整実験について、四電、通産省、挙句は内田原子力安全委員長に至るまで「安全審査で認められたもの」と主張し、内田委員長は「安全審査の段階で安全性が確認された基本設計の範囲内でのものだ」とし、その上に、出力調整運転の日常化についても「安全審査の範囲で行われる限り、そうだ」と言ってのけている（甲２１号証の１９）。

日本の原子炉安全審査の「草分け」ともいえる内田委員長が、ここまで言い切るのなら、きっと本当だーと思う人がいるかどうか知らないが、この人物は、あのスリーマイル島原発事故が起きた直後、まだ事故の内容や原因すら不明の時に「（事故）よくわからないが、日本の原発は大丈夫」と電力企業も顔負けの原発ＰＲ宣言をやってのけたり、二年前にも、ソ連のチエルノブイリ原発事故が判明した翌日の四月三十日の安全委員会の、ソ連事故対策の第一回の会合で、なんと、伊方三号炉の増設を認める答申をやってのけ、日本中を「あっ」と言わせた委員会の中心メンバーだったことを思えば、この人物の言葉や、頭の中にある“安全審査”ではなく、実際の審査資料と、原子炉規制法にもとづいて、今回の調整実験を照らし合わせてみることが、何よりも必要なことである。

違反その一　二十三条　原子炉の使用目的の許可条件違反

原子炉規制法第四章（設置の許可）第二十三条においては「原子炉を設置しようとする者は、原子炉の区分に応じ、許可を受けなければならない。」とし、①発電の用に供する原子炉（実用発電用原子炉）②船舶用原子炉③試験研究の用に供する原子炉④研究開発段階にある原子炉、の四つの区分を定めている。そして、その許可に際して、同条の２項二において「使用目的」の記載を求めている（甲２１号証の２）。本件二号炉の「使用目的」は「商業発電のために用いる」（乙第四号証、Ｐ１２。乙第二号証の一、添付書類一）。

従って、今回のような、四電自ら「試験」と認めている「試験」、「実験」は、試験用研究炉で行われるべきものであることは法の定めにより明白であり、この点については、原告のみならず、学者、及び原子力産業の関係すら認めているのである（甲２１号証５の二、及び甲２１号証の２０）。故に、実用発電用原子炉であり、使用目的は商業発電用として許可をうけた本件二号炉を、出力調整試験用として使用した四電の行為は、使用目的と異なる使用であり、二十三条の許可条件に違反していることは明らかである。

その二　二十六条　変更許可条件の違反

また、同法二十六条には、原子炉設置者は、使用目的を変更しようとする時は、主務大臣の許可をうけなければならないと定めている（甲２１号証の２）。しかし、四電は「新たな許認可手続きは必要ありません」（甲２１号証の１８、問１の項）として、変更許可をうけることなく、使用目的の異なる「試験」を「実用発電炉」で実施した。従って、この行為は二十六条に違反している。

その三　三十条　運転計画の届け出、変更の届け出条件の違反

更に、同法三十条では、原子炉設置者は、その設置に係わる原子炉の運転計画を作成し、主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする（甲２１号証の２）と定めている。

本件二号炉は「増加する電力需要に対する供給力を確保するため」、「基底負荷用として高負荷率運転を行う予定である」と運用計画を明記して申請しており（乙第二号証の一、添付書類一）、この運用計画をもとに本件許可処分はなされている。また、この後に、運用計画の変更がなされた様子はみられないし、被告も、これを裏づける証拠を提出していない。

従って、四電が今回、昭和六二年一〇月八日、九日、同一〇月一九日、二〇日、二一日、昭和六三年二月一二日の前後六回に亘って出力を一〇〇％から五〇％（但し予備試験では七五％）に三時間かけて下げ、六時間に亘って低負荷運転を続け、その後、三時間で出力一〇〇％に戻すという出力調整運転、低負荷運転は、許可に際して四電が届け出た運転計画と大きく異っており三十条に違反している。

(五)　結論

－許可処分の取り消しこそが原告・国民を救う唯一の道－

以上、その一からその三の各項で明らかにした通り、本件二号炉の原子炉設置者たる四電は、原子炉規制法の多数の許可条件に違反し、(一)～(三)及び(四)①～②項で明らかなごとく、原子力基本法にも違反した実験を強行したのである。従って、この四電の数多くの違法行為は、同社が二十四条に定められた、本件原子炉の設置及び運転を適格に遂行するに足りうる技術的能力が全くないことを証拠でもって示しているのと同時に、同条四項の「原子炉の災害の防止上支障がないものであること」の定めも、全く遵守する意志も能力も有していないことも自らの行いで立証している。

故に、原子力基本法、原子炉規制法に公然と違反し、同法を遵守する能力を持たない四電に対する本件許可処分は誤りであり、ただちに取り消されねばならない。

求釈明

内田原子力安全委員会委員長は「今回の試験は、安全審査の段階で安全性が確認された基本設計の範囲内のもの」（甲２１号証の１９）と、出力調整（負荷調整）を基本設計の範囲と明言している。従って、以下の通り、被告の釈明を求める。

一、電力が余まり、原発のシェアが増えたので出力調整が必要になったのか。

二、原子力発電の各種性能試験は供用開始前に行うことになっているが、出力調整実験はこの「性能確認試験」に該当するか。

三、四電は「安全審査で一〇分で五〇％まで出力調整することが認められている」（甲２１号証の１８、問３の項）と主張しているが、審査内規ではそれは不可能で、「適切な減衰性をもって設定値に復帰する」ことが前提ではないのか。